

(別紙)

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について(通知)」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号生産局長・水産庁長官連名通知)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1(飼料関係)</p> <p>(イ) 飼料一般の製造の方法の基準(成分規格等省令別表第1の1の(2))</p> <p>a~c [略]</p> <p>d 要管理抗菌性物質を使用する飼料については、別表第1の1の(2)の<u>ク</u>の(ア)の規定による均質な飼料の製造に特に留意すること。</p> <p>e 別表第1の1の(2)の<u>ク</u>の(イ)の規定については、飼料添加物が飼料に用いられた場合に他の飼料の原料又は材料と混合されることにより又は製造工程での加熱等により、その成分等が変化し、飼料添加物の効果が阻害されることのないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 飼料一般の使用の方法の基準(成分規格等省令別表第1の1の(3))</p> <p>a~c [略]</p> <p>d 別表第1の1の(3)の<u>カ</u>は、畜産農家等において、使用した飼料に係る一定の事項を帳簿に記載することにより、飼料の使用に起因する事故が</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1(飼料関係)</p> <p>(イ) 飼料一般の製造の方法の基準(成分規格等省令別表第1の1の(2))</p> <p>a~c [略]</p> <p>d 要管理抗菌性物質を使用する飼料については、別表第1の1の(2)の<u>コ</u>の(ア)の規定による均質な飼料の製造に特に留意すること。</p> <p>e 別表第1の1の(2)の<u>コ</u>の(イ)の規定については、飼料添加物が飼料に用いられた場合に他の飼料の原料又は材料と混合されることにより又は製造工程での加熱等により、その成分等が変化し、飼料添加物の効果が阻害されることのないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 飼料一般の使用の方法の基準(成分規格等省令別表第1の1の(3))</p> <p>a~c [略]</p> <p>d 別表第1の1の(3)の<u>ク</u>は、畜産農家等において、使用した飼料に係る一定の事項を帳簿に記載することにより、飼料の使用に起因する事故が</p>

発生した場合の速やかな対応等に資するものであるため、帳簿の記載に努めること。

e 〔略〕

(エ) 〔略〕

(オ) 動物由来たん白質について(成分規格等省令別表第1の2の(1))

動物由来たん白質については、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。

発生した場合の速やかな対応等に資するものであるため、帳簿の記載に努めること。

e 〔略〕

(エ) 〔略〕

由来動物	対象家畜等	牛、めん羊、山羊及びしか	豚、鶏及びうずら	養殖水産動物等
	動物由来たん白質の種類			
ほ乳動物	乳及び乳製品並びにゼラチン及びコラーゲン	—	—	—
	豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	—	—
	豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	—	×
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	—	×
家きん	卵及び卵製品	—	—	—
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	—	—
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	—	×
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	—	×
魚介類	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	—	—
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	—	×
	豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	—	×

...含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

× ...含んではならない。

(カ) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格（成分規格等省令別表第1の3の(1)）

a 別表第1の3の(1)のアでは、落花生油かすのアフラトキシンB<sub>1</sub>の含有量の限度が1ppmとされている。なお、アフラトキシンB<sub>1</sub>の定量法として、A法、B法が併記されているが、A法は、比較的簡易に実施し得るものであり、B法は、分光けい光デンストメーター利用により、一定の数値を求め得る方法である。

b 別表第1の3の(1)のイは、落花生油かすを原料とすることができる飼料の種類とその配合割合につき規定されたものであるが、このうち配合割合については、アフラトキシンB<sub>1</sub>の家畜への影響、畜産物への残留に配慮し、これに関連する諸データ、諸外国における規制の現状等から定められたものである。

(キ) 尿素及びジウレイドイソブタンについて（成分規格等省令別表第1の4）

〔略〕

(ク) 動物性油脂について（成分規格等省令別表第1の5）

動物性油脂については、BSE発生防止の観点から不溶性不純物に係る成分規格（0.15%以下であること。）等が定められたものである。

〔略〕

(オ) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格（成分規格等省令別表第1の2の(1)）

a 別表第1の2の(1)のアでは、落花生油かすのアフラトキシンB<sub>1</sub>の含有量の限度が1ppmとされている。なお、アフラトキシンB<sub>1</sub>の定量法として、A法、B法が併記されているが、A法は、比較的簡易に実施し得るものであり、B法は、分光けい光デンストメーター利用により、一定の数値を求め得る方法である。

b 別表第1の2の(1)のイは、落花生油かすを原料とすることができる飼料の種類とその配合割合につき規定されたものであるが、このうち配合割合については、アフラトキシンB<sub>1</sub>の家畜への影響、畜産物への残留に配慮し、これに関連する諸データ、諸外国における規制の現状等から定められたものである。

(カ) 尿素及びジウレイドイソブタンについて（成分規格等省令別表第1の3）

〔略〕

(キ) 動物性油脂について（成分規格等省令別表第1の4）

動物性油脂については、BSE発生防止の観点から不溶性不純物に係る成分規格（0.15%以下であること。）等が定められたものである。

〔略〕

### 第3 飼料の公定規格及び表示の基準

#### 5 表示の基準

##### (2) 表示方法等

ウ 法における表示は安全性に関するものと栄養成分に関するものとあり、また、表示事項も多岐にわたっているが、これについては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）第2の7において重複する事項の表示は要しないこととされている。配合飼料に関する表示事項を整理すれば第2表のとおりであり、また、表示の例は第3表のとおりであるので参考とすること。なお、法による表示に際しては、表示票の大きさ、表示事項の記載順等は別段定められていないが、飼料品質表示基準の第2の遵守事項に基づいて実施すること。

〔略〕

### 第5 その他

#### 4 帳簿の備付け

帳簿の備付けについては、飼料又は飼料添加物を製造し又は輸入し、若しくは譲り受け又は譲り渡したときに一定の事項を帳簿に記載し、これを一定期間保存することにより、飼料又は飼料添加物の流通段階のトレーサビリティを確保し、もって飼料又は飼料添加物を含む飼料の使用に起因すると考えられる事故等が発生したような場合の速やかな対応等に資するものである（法第52条）。

したがって、これらの帳簿は、飼料の流通過程が明らかとなるように記載し、事後の確認が可能となるよう保存しなければならない。

### 第3 飼料の公定規格及び表示の基準

#### 5 表示の基準

##### (2) 表示方法等

ウ 法における表示は安全性に関するものと栄養成分に関するものとあり、また、適用条文も4項にわたっているため、表示事項も多岐にわたっているが、これについては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）第2の7において重複する事項の表示は要しないこととされている。配合飼料に関する表示事項を整理すれば第2表のとおりであり、また、表示の例は第3表のとおりであるので参考とすること。なお、法による表示に際しては、表示票の大きさ、表示事項の記載順等は別段定められていないが、飼料品質表示基準の第2の遵守事項に基づいて実施すること。

〔略〕

### 第5 その他

#### 4 帳簿の備付け

帳簿の備付けについては、飼料又は飼料添加物を製造し又は輸入し、若しくは譲り受け又は譲り渡したときに一定の事項を帳簿に記載し、これを一定期間保存することにより、飼料又は飼料添加物の流通段階のトレーサビリティを確保し、もって飼料又は飼料添加物を含む飼料の使用に起因すると考えられる事故等が発生したような場合の速やかな対応等に資するものである（法第52条）。

したがって、これらの帳簿は、飼料の流通過程が明らかとなるように記載し、事後の確認が可能となるよう保存しなければならない。

なお、これらの帳簿は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）の規定に基づき、電磁的記録により作成及び保存することができることとされている。

(1)・(2) 〔略〕

〔略〕

## 7 手数料

### (2) 登録手数料、調査手数料

特定飼料等製造業者、外国特定飼料等製造業者、検定機関、規格設定飼料製造業者又は外国規格設定飼料製造業者としての登録を受けようとする者は、一定額の手数料を国庫に納付しなければならないこととされている。また、外国製造業者は、登録に伴う検査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

なお、登録の申請に先立ち、肥飼料検査所の調査を受けようとする者は、一定額の手数料を肥飼料検査所に納付しなければならないこととされている。この場合も、外国製造業者は、調査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

また、検定機関の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づく登録免許税（9万円）を納付しなければならないこととされている（登録の更新の場合を除く。）。

〔略〕

(1)・(2) 〔略〕

〔略〕

## 7 手数料

### (2) 登録手数料、調査手数料

特定飼料等製造業者、外国特定飼料等製造業者、検定機関、規格設定飼料製造業者又は外国規格設定飼料製造業者としての登録を受けようとする者は、一定額の手数料を国庫に納付しなければならないこととされている。また、外国製造業者は、登録に伴う検査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

なお、登録の申請に先立ち、肥飼料検査所の調査を受けようとする者は、一定額の手数料を肥飼料検査所に納付しなければならないこととされている。この場合も、外国製造業者は、調査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

〔略〕

9 法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に対する処分

ア 審査基準

(ア)～(カ) 〔略〕

(キ) 成分規格等省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ及びクの規定による動物由来たん白質の確認並びに同表第1の5の(1)のウの規定による動物性油脂の確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の記の第1の2のとおりとする。

(ク) 〔略〕

(ケ) 〔略〕

イ 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

9 法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に対する処分

ア 審査基準

(ア)～(カ) 〔略〕

(キ) 〔略〕

(ク) 〔略〕

イ 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
[ 法律関係 ] [ 略 ]	
[ 成分規格等省令関係 ]	
・別表第 1 の 1 の ( 5 ) の イ の ( 注 ) の 3 の規定による表示事項の一部省略の承認 ( 飼料 )	2 5 日
・別表第 2 の 5 の ( 2 ) の ケ の 注 の 2 の規定による表示事項の一部省略の承認 ( 飼料添加物 )	2 5 日
・別表第 1 の 2 の ( 1 ) の ア、エ、オ及びクの規定による動物由来たん白質の確認	<u>5 0 日</u>
・別表第 1 の 5 の ( 1 ) の ウ の規定による動物性油脂の確認	<u>5 0 日</u>
[ 施行規則関係 ] [ 略 ]	

[ 略 ]

処 分 名	標準処理期間
[ 法律関係 ] [ 略 ]	
[ 成分規格等省令関係 ]	
・別表第 1 の 1 の ( 5 ) の イ の ( 注 ) の 3 の規定による表示事項の一部省略の承認 ( 飼料 )	2 5 日
・別表第 2 の 5 の ( 2 ) の ケ の 注 の 2 の規定による表示事項の一部省略の承認 ( 飼料添加物 )	2 5 日
[ 施行規則関係 ] [ 略 ]	

[ 略 ]



第2表

第3条 第1項 (成分規格等省令)					第32条 第1項 (飼料品質表示基準)
(1)飼料添加物を含む飼料(別表第1の1の(5)のイ)	(2)動物由来たん白質を原料とする飼料(別表第1の2の(5))	(3)落花生油かすを原料とする飼料(別表第1の3の(3))	(4)尿素及びジウレイドイソプタンを原料とする飼料(別表第1の4の(5))	(5)動物性油脂を原料とする飼料(別表第1の5の(5))	大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉、血粉、配合飼料、混合飼料
(ア)飼料の名称	ア(ア)飼料の名称	ア(ア)飼料の名称	ア(ア)飼料の名称	ア(ア)飼料の名称	(1)飼料の名称 (2)飼料の種類 (3)製造(輸入)年月 (4)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所 (5)製造事業場の名称及び所在地(製造業者に限る。)
(イ)製造(輸入)年月	ア(イ)製造(輸入)年月	ア(イ)製造(輸入)年月	ア(イ)製造(輸入)年月	ア(イ)製造(輸入)年月	
(ウ)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所	ア(ウ)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所	ア(ウ)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所	ア(ウ)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所	ア(ウ)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所	
(エ)製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)	ア(エ)製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)	ア(エ)製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)	ア(エ)製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)	ア(エ)製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)	
(オ)対象家畜等	イ(ア)対象家畜等	イ(ア)対象家畜等	ウ(ア)対象家畜等	エ 対象家畜等	
(カ)含有する飼料添加物の名称及び量					
(キ)「産卵中の鶏又はうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛、豚、鶏又はうずらに使用してはならない」旨					
(ク)サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム又はラサロシドナトリウムを含む牛用肥育期用飼料の使用上の注意					
(ケ)サリノマイシンナトリウム、又はモネンシンナトリウムを含む牛用幼令期用飼料の使用上の注意					
(コ)ナイカルバジンを含むプロイラー前期用飼料の使用上の注意					

第2表

第3条 第1項				第32条 第1項
(1)飼料添加物を含む飼料	(2)落花生油かすを原料とする飼料	(3)尿素及びジウレイドイソプタンを原料とする飼料		大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉、血粉、配合飼料、混合飼料
(ア)飼料の名称				(1)飼料の名称 (2)飼料の種類 (3)製造(輸入)年月 (4)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所 (5)製造事業場の名称及び所在地(製造業者に限る。)
(イ)製造(輸入)年月				
(ウ)製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所				
(エ)製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)				
(オ)対象家畜等				
(カ)含有する飼料添加物の名称及び量				
(キ)「産卵中の鶏又はうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛、豚、鶏又はうずらに使用してはならない」旨の趣旨				
(ク)サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム又はラサロシドナトリウムを含む牛用肥育期用飼料の使用上の注意				
(ケ)サリノマイシンナトリウム、又はモネンシンナトリウムを含む牛用幼令期用飼料の使用上の注意				
(コ)ナイカルバジンを含むプロイラー前期用飼料の使用上の注意				

	<p><u>イ・ウ 使用上及び保存上の注意</u></p>	<p><u>イイ</u>落花生油かすの配合割合</p>	<p><u>ウイ</u>尿素又はジウレイドイソブタンの配合割合 <u>ウウ</u>使用上の注意事項 <u>ウエ</u>保存上の注意事項</p>	<p><u>ウ</u> 確認済動物性油脂を含む飼料である旨 <u>オ</u> 使用上及び保存上の注意</p>	<p>粗たん白質の成分量の最小量 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウムの成分量の最小量 リンの成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量 (牛及び豚に使用されるものに限る。) 代謝エネルギーの最小量 (鶏に使用されるものに限る。) 原材料名 原材料の区分別配合割合</p>	<p><u>イ</u> 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質を原料とする飼料の使用上及び保存上の注意</p>		<p>落花生油かすの配合割合</p>	<p>尿素又はジウレイドイソブタンの配合割合 使用上の注意事項 保存上の注意事項</p>		<p>粗たん白質の成分量の最小量 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウムの成分量の最小量 リンの成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量 (牛及び豚に使用されるものに限る。) 代謝エネルギーの最小量 (鶏に使用されるものに限る。) 原材料名 原材料の区分別配合割合</p>
--	-------------------------------	-----------------------------	---	--	---	---	--	--------------------	--	--	---

第3表  
〔配合飼料の表示例〕

飼料の名称	印 用配合飼料		規格適合 マーク
飼料の種類	育成用配合飼料		
製造年月	2005.4		
製造業者の氏名又は名称 及び住所	株式会社		
製造事業場の名称及び所在地 対象家畜等	県 市 町 番地		
成分量	(成分規格等省令別表第1の1の (1)のイの注1により記載)		
正味重量	kg		
粗たん白質	%以上	粗脂肪	%以上
粗繊維	%以下	粗灰分	%以下
カルシウム	%以上	りん	%以上
可消化養分総量 (代謝エネルギー)	%以上		
含有する飼料添加物の 名称及び量	20 g 力価/トン		
(注1)			
〔注意〕1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの等以外には使用できません。 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。			
原材料名等			
原材料の区分	配合割合	原材料名 (注2)	
穀類	%	( )	
植物性油かす類		( )	
動物質性飼料		( )	
そうこう類		( )	
その他		尿素〔2%〕 ( )	
1 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。 2 ( )内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。			
〔注3〕			

注1 量の表示を要さない飼料添加物は、名称のみを列記する。  
 注2 法第3条に基づき配合割合の表示を義務づけられている飼料は次の例により表示する。  
 尿素〔2%〕  
 規格適合表示飼料である原料は、規格適合 と表示してもよい。  
 注3 使用上及び保存上の注意事項等が義務づけられているもの(例えば動物由来たん白質、尿素等を用いた場合)は、当該表示を〔注3〕の箇所に記載すること。

備考  
表示の順序等は印刷等の都合により変更しても差し支えない。

第3表  
〔配合飼料の表示例〕

飼料の名称	印 用配合飼料		規格適合 マーク
飼料の種類	育成用		
製造年月	1976.7		
製造業者の氏名又は名称 及び住所	株式会社		
製造事業場の名称及び所在地 対象家畜等	県 市 町 番地		
成分量	(成分規格等省令別表第1の1の (1)のイの注1により記載)		
正味重量	kg		
粗たん白質	%以上	粗脂肪	%以上
粗繊維	%以下	粗灰分	%以下
カルシウム	%以上	りん	%以上
可消化養分総量 (代謝エネルギー)	%以上		
含有する飼料添加物の 名称及び量	20 g 力価/トン		
(注1)			
〔注意〕1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの等以外には使用できません。 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。			
原材料名等			
原材料の区分	配合割合	原材料名 (注2)	
穀類	%	( )	
植物性油かす類		落花生油かす〔2%〕 ( )	
動物質性飼料		( )	
そうこう類		( )	
その他		( )	
1 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。 2 ( )内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。			
〔注3〕			

注1 量の表示を要さない飼料添加物は、名称のみを列記する。  
 注2 法第2条の2に基づき配合割合の表示を義務づけられている飼料は次の例により表示する。  
 落花生油かす〔2%〕  
 規格適合表示飼料である原料は、規格適合 と表示してもよい。  
 注3 使用上の注意事項、保存上の注意事項が義務づけられているもの(例えば尿素を用いた場合)は、当該表示を〔注3〕の箇所に記載すること。

備考  
表示の順序等は印刷等の都合により変更しても差し支えない。